

令和4年6月16日

保 護 者 様

大阪市立天満中学校  
校長 平田 和也

## 学校徴収金の納入について

向暑の候、皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標題について、令和4年度6月分の口座振替を**令和4年6月27日（月）**に行います。

つきましては、振替日の前日（6月26日）までに、預金口座の残金を確認していただき、次の金額をご準備いただきますようお願いします。

記

単位：円

	生徒費	積立金	PTA会費	振替手数料	合計
1年	2,800	7,908	半期分	68	10,776+PTA会費
2年	1,300	1,686	半期分	68	3,054+PTA会費
3年	7,700	0	半期分	68	7,768+PTA会費

- \* 振替手数料は、生徒一人につき68円かかりますので注意してください。
- \* PTA会費は、600円×申込口数として半期分を引き落とします。（7口の場合は4,200円です。）
- \* 2、3年生の生徒費について、前年度就学援助認定者以外の生徒は、前年度繰越金（2年生：836円、3年生：1,823円）を差し引いた金額が徴収額となります。
- \* 1年生の積立金について、自然体験学習で減免対象の生徒及び欠席した生徒については、徴収額が異なりますのでご注意ください。詳しくは、以前お配りした「1年生自然体験学習の精算について」の裏面をご確認ください。
- \* 現金で納入される方は、6月16日（木）にお子様を通じてお渡しする所定の納付書にて、6月27日（月）までに事務室へお納めください。なお、口座振替の方で、現金にて直接学校窓口へ納入されたい方は、「納付書」を発行しますので連絡してください。
- \* 就学援助に認定された方は、以下のとおり徴収額が異なりますのでご注意ください。  
1年生…生徒費及び積立金（自然体験学習費）については就学援助費より直接学校へ充当されるため、PTA会費のみを納入していただきます。  
2、3年生…生徒費については就学援助費より直接学校へ充当されるため、積立金とPTA会費のみを納入していただきます。
- \* 現在、就学援助申請中で、申請書を6月14日（火）までに提出された方につきましては、認否結果が判明するまで6月分の生徒費の徴収を猶予いたします。ただし、就学援助が認定されなかった場合には、後日お納めいただく必要がありますのでご了承ください。なお、積立金、PTA会費についてはこれまで通り納入をお願いします。
- \* 5月の学校徴収金に未納がある場合は、6月24日（金）までに現金にて事務室へお納めください。なお、3ヶ月以上未納が続いた場合、未納となっている事情の聞き取りのため、校長との面談を行っていただきます。
- \* ご不明な点等ありましたら、天満中学校 事務室（電話 06-6313-3717）まで連絡してください。